

お弁当代金を割り引きします!!

コロナ禍において厳しい経営状況が続く飲食店や関連事業者を支援するため、市民の皆さまが地域の飲食店から購入する弁当の一部を割り引きするクーポンを発行します。この機会に地域のお店をご利用ください。

利用できる人

新潟市内に在住、在勤、在学する人

※ 暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする人は利用できません。

割引について

- ◆ **利用条件** この事業の登録店から **税抜き単価3,000円以上**の弁当を **5個以上**購入すること
※ この事業で「弁当」とは、持ち運びができるように容器に入れた一人用の食事です。
※ 登録店によっては最低購入個数を10個以上している場合があります。予約時にご確認ください。
- ◆ **割引額** 1個あたり **税抜き単価の半額(上限2,000円)** ※1円未満切り捨て
対象とならないもの 配達代、酒類の費用 など



利用の流れ

- ① 登録店に弁当を予約
※クーポンを利用する旨伝える



- ② 市にクーポンの利用を申込み

原則利用日の
10日前まで

- ③ 市が受付・審査しクーポンを郵送

受付後
1週間※以内

- ④ 登録店でクーポンを利用して弁当を購入
※クーポンを持参しないと割引は受けられません

※年末年始にお申込みいただいた場合、
発送まで1週間以上かかる場合があります。

申込み方法

10月18日(月)開始

- ① スマートフォンをお持ちの方はこちらから



スマートフォンで
左記二次元コードを
読み取り

- ② 新潟市役所コールセンター
025-243-4894

電話で予約した店名、利用日、
弁当の金額、個数
氏名、ご住所、連絡先等をお聞きします。

市への利用申込み期間

令和3年10月18日(月)～令和4年1月21日(金)

- ※ 申込みは先着順。予算の上限に達した場合、申込みを締め切ります。
- ※ 原則利用日の10日前までに申込み。特に、**年末年始はクーポン発行に時間がかかりますので、余裕をもってお申込みください。**

クーポン利用可能期間

令和3年11月 1日(月)～令和4年1月31日(月)

事業の詳細や登録店の確認は、新潟市ホームページ

弁当で地域のお店応援

検索



【問い合わせ】

新潟市役所コールセンター
新潟市経済部商業振興課

025-243-4894
025-226-1633